

○農村振興局所管公共工事等の施行における発注関係事務の適切な実施について

令和2年3月31日 元農振第3728号

農村振興局整備部長から各地方農政局農村振興部長あて

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（以下「品確法」という。）第3条に定める現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保等の基本理念にのっとり、公共工事等の発注者（以下「発注者」という。）を支援するため、品確法第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（以下「指針」という。）が令和2年1月30日付で改正されたところである。

指針では、各発注者が、品確法第7条に規定する「発注者等の責務」を踏まえて、自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務で取り組むべき事項についてまとめられている。

他方、農業農村整備事業において、適正な利潤の確保を求める声があることを踏まえ、農村振興局所管公共工事等の施行に際しては、特に下記の点に留意の上、適切かつ効率的な執行に努められたい。

記

1 工事に必要な情報等の適切な把握・活用

工事の発注準備として、地形、地物、地質、地盤、自然環境、工事影響範囲の用地、施工に係る関係者などの工事の施工に必要な情報を適切に把握すること。

2 現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図ること。

また、遠隔地から労働力や資材・機材を調達する必要がある場合など、工事の発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件及び当該条件が設計変更の対象となる旨も明示すること。

3 適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、工事を施工する者が適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成した設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、保険料、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行うこと。

積算に当たっては、適正な工期を前提として、労働環境の改善状況、ICTの活用状況を含めた現場の実態把握に努めるとともに、施工条件を踏まえた上で最新の積算基準等を適用すること。

積算に用いる価格が実勢価格と乖離しないよう、可能な限り、最新の労務単価、入札月における資材・機材等の実勢価格を適切に反映することとし、積算に用いる価格が実勢価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定すること。

4 適正な工期設定

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮すること。

また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮することとし、さらに、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用といった契約上の工夫を行うよう努めること。

5 計画的な発注や施工時期の平準化

年度当初からの予算執行の徹底、工期が1年に満たない工事についても繰越明許費の適切な活用や債務負担行為の積極的な活用による年度末の工事の集中を回避するといった予算執行上の工夫等により、適正な工期の確保と工事の施工時期の平準化に取り組むこと。

6 入札不調・不落時の見積りの活用等

入札に付しても入札参加者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工条件の乖離が想定される場合は、以下の方法を活用して予定価格や工期を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

- ・入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

7 施工条件の変化等に応じた適切な設計変更

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行うこと。

また、労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更（いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項等）について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行うこと。

8 工事中の施工状況の確認等

適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するため、出来形部分の確認等の検査やその他の施工の節目（不可視となる工事の埋戻しの前など）において、必要な技術的な検査を適切に実施すること。

また、ICTを積極的に活用し、検査書類等の簡素化や作業の効率化を実施すること。

9 施工現場における労働環境の改善

受注者へ熱中症対策や防寒対策の実施、快適トイレの設置、ICT建設機械等の積極的な導入などを促し、作業の効率化等を実施するよう努めること。

10 受注者との情報共有や協議の迅速化等

工事工程について、受発注者間で共有し、受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答（ワンデーレスポンス等）に努めること。

設計変更の手續の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催するよう努めること。

工事に関する情報の集約化・可視化を図るため、情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、情報共有システム等の活用の推進に努めること。

11 発注者自らの体制の整備

各発注者において、自らの発注体制を把握し、体制が十分でない認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国が実施する研修を職員に受講させるなど、協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努めること。

12 災害対応における実態を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがあることから、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定すること。

また、遠隔地から労働力や資材・機材等を調達する必要がある場合など発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と、当該条件が設計変更の対象となる旨も明示すること。